

被爆体験者精神影響等調査  
研究事業の拡充に関する検討会  
報告書

令和4年12月9日

## 1 検討の経緯

- 「被爆体験者精神影響等調査研究事業」（以下「本事業」という。）は、「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」報告書（平成13年8月）において、被爆体験が精神上的健康に悪影響を与えることが報告されたことから、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する者に対し、当該精神疾患（これに合併する身体化症状、心身症等がある場合は、当該身体化症状、心身症等を含む。）の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図ることを目的として、平成14年4月より開始された。
- 本事業の対象者（以下「事業対象者」という。）の高齢化が進む中、長崎県・長崎市等からは国に対し、対象合併症（特に「がん」）の大幅な拡充等が要望されてきた。
- 事業対象者が高齢化してきたことを考慮し、事業対象者に合わせた、精神疾患や対象合併症の範囲の検討等や、精神科受診の在り方、制度設計等についても検討する目的で、令和4年12月、厚生労働省健康局長の私的検討会として本検討会が設けられた。  
今般、本検討会としての結論を次のとおりまとめたので報告する。

## 2 検討内容と今後の方向性

### （1）調査研究の対象とするがん種について

- 対象合併症と発がんの関連性について、科学的エビデンスについての知見を深めるための研究を進めることとし、事業対象者における、対象合併症と発がんの関連性に関する調査研究を新たに開始することを提案する。
- 対象合併症と発がんの関連性に関する調査研究を開始するにあたっては、まず、対象合併症と発がんの関連性について一定のエビデンスが認められるがん種から、調査研究の対象とすることが考えられる。
- 対象合併症と発がんの関連性について一定のエビデンスが認められるがん種としては、胃がん、大腸がん、肝がん、胆嚢がん、膵がん、乳がん、子宮体がんが考えられる。

- 現在、本事業において、「がん」は、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響と関連がないことから、医療費支給の対象外となっている。しかしながら、対象合併症と発がんの関連性に関する調査研究を実施する際には、事業対象者が、対象合併症と発がんの関連性に関する調査研究へ協力することに対して、調査研究の対象とするがんについての医療費（自己負担分）を支給することが考えられる。

## (2) 対象精神疾患及び対象合併症の範囲について

- 本事業における対象精神疾患及び対象合併症は、実施要項に病名が記載されているものに限られている。このため、事業対象者が他の対象精神疾患及び対象合併症に罹患した場合、当該疾患名が記載された被爆体験者精神医療受給者証（以下「精神医療受給者証」という。）が交付されるためには、長崎県市に申請し審査を受ける必要があるため、申請に係る負担が大きい。
- 事業対象者の高齢化が進んでおり、事業対象者の多くが実施要綱に病名が記載されている対象合併症に既に罹患していると考えられ、実施要綱に記載されている対象合併症を個別に指定する意義が乏しくなりつつあると考えられる。  
また、事業対象者が、複数の対象精神疾患・対象合併症に罹患している場合もあることからすると、申請に係る事業対象者の負担が大きく、受診の負担になっていると考えられる。
- これらの現状を踏まえ、対象精神疾患・対象合併症を実施要綱に病名が記載されているものに限定するのではなく、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患又は関連する身体化症状・心身症を認めた場合は対象とすることが考えられる。

## (3) 精神科医師の関与について

- 事業対象者は、次のとおり、定期的な精神科医師の関与が必要とされている。
  - ・ 1年に1度の精神科への受診  
(長崎県市が、審査支払機関が作成した連名簿等によりデータで確認している。)
  - ・ 被爆体験者精神医療受給者証の更新時（3年に1度）における、精神科医師更新意見書等の交付<sup>※1</sup>

※ 1) 精神医療受給者証所持者が、精神医療受給者証の更新を申請する場合、精神科医師による、精神疾患に関する更新診断の実施が必要である。更新診断を行った精神科医師は、診断の結果、当該精神医療受給者証に記載されている対象精神疾患のうちに要医療性を有する対象精神疾患が認められたときは、精神科医師更新意見書及び更新診断個人票にその結果を記載し、本人に交付する必要がある。

○ 本事業の趣旨に鑑み、精神科医師の関与の在り方について、また、継続的な治療が必要な県外転出者への関与についても検討する必要がある。

○ 現在の精神科医師更新意見書は、精神医療受給者証に記載されている精神疾患名やその合併症名を中心に記載するものである。対象精神疾患及び対象合併症を、実施要綱に病名が記載されているものに限定しないこととした場合、当該意見書自体の意義が乏しくなることが予想される。

他方、定期的な精神科への受診を確認することをもって、当該精神疾患やその合併症の症状の改善等を図るという本事業の目的は、一定程度満たされると考えられる。

その中で、ADLの低下に伴い移動が困難な状態である、長期入院中である等の理由で、1年に1度の精神科への受診が難しい場合でも、かかりつけ医または現在の治療医に、精神疾患の状況等を報告する書類を記載してもらうことにより、本事業の目的は満たされると考えられる。

○ 被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する場合、県外に転出したことによって精神疾患の状況が変わるわけではなく、継続的な治療が提供されることが望ましい、という意見もあることから、県外転出者についても本事業の対象とすることが考えられる。

#### (4) 研究内容と今後の進め方について

○ 調査研究については、事業対象者におけるがんの有病率など、診療報酬明細書等から把握できる情報をもとに行うことが考えられる。

○ 対象合併症と発がんの関連性を検証するにあたっては、調査研究を実施する「実施主体（長崎大学等を想定）」を設立し、厚生労働省から本事業の実施を委託してい

る長崎県市より「実施主体」への委託を行うことが考えられる。

- 今後、調査研究の対象疾患（がん種）の追加にあたっては、実施主体において検討を行った上で、厚生労働省等と協議し、決定することが考えられる。
- 研究で用いるデータとしては、国民健康保険団体連合会が保有する診療報酬明細書の情報等を用いることが考えられる。

### 3 おわりに

- 本検討会では、事業対象者に合わせた、精神疾患や対象合併症の範囲の検討等や、精神科受診の在り方、制度設計等について議論を行った。今後は、調査研究において報告された結果等に基づき、適宜、被爆体験者精神影響等調査研究事業を見直していくことで、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する者に対する支援について、より一層推進していくことが期待される。

## 被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会開催要綱

### 1. 目的

平成14年より「被爆体験者精神影響等調査研究事業」が実施されているところ、被爆体験者の高齢化を踏まえ、現状に即した事業を実施するため、医療費の給付の対象となる疾病の追加等について知見や専門的な意見を集約することを目的として、被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催することとする。

### 2. 構成員

- (1) 本検討会は、厚生労働省健康局長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会の参集者は、学識経験者とする。
- (3) 本検討会の参集者のうち1名を座長として、厚生労働省健康局長が指名する。

### 3. 運営方法

- (1) 本検討会の会議、資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議のうえ、これを定めるものとする。

「被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会」参集者

- |          |  |
|----------|--|
| 井上 真奈美   | 国立研究開発法人 国立がん研究センター<br>がん対策研究所 予防研究部長        |
| 金 吉 晴    | 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター<br>精神保健研究所 所長       |
| 高橋 秀 人   | 国立保健医療科学院 統括研究官                              |
| 三根 真理子   | 国立大学法人 長崎大学<br>原爆後障害医療研究所 客員教授               |
| ◎ 山下 俊 一 | 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構<br>量子生命・医学部門 放射線医学研究所長 |

(五十音順、敬称略 ◎…座長)